

## 沖縄県知事公室防災危機管理課不発弾等処理事業における一般競争入札実施要領

### (目的)

**第1条** この要領は、沖縄県知事公室防災危機管理課が発注する不発弾等処理事業において実施する一般競争入札に関し、別に定めのあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (入札方式)

**第2条** 契約担当者（沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1項第7号に規定する契約担当者（以下「契約担当者」という。）は、不発弾等処理事業にかかる業務委託において、電子入札システム（沖縄県電子入札運用基準に基づくシステムであり、以下「電子入札システム」という。）による一般競争入札のうち、入札参加資格審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型一般競争入札」という。）を実施する。

- 2 同一日に開札する同一種類の業務が複数ある場合、取り分け方式を適用できるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、契約担当者が事後審査型一般競争入札以外の方式が適当と判断した場合は、それによることができるものとする。

### (入札参加資格要件)

**第3条** 事後審査型一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という）は、測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領（昭和61年5月15日土総第429号）第2条に規定する入札参加希望業者名簿に登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。）であって、次の各号に掲げる者でなければならない。

- (1) 本県に本店がある者
- (2) 当該委託業務に技術者を配置できる者
- (3) 入札日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていない者
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するコンサル又はこれに準

ずる者として、沖縄県発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと

(6) 前各号に掲げるものの他、契約担当者が個々の委託業務ごとに必要と定める要件をみたす者

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者は、入札に参加できない。

### （入札の公告）

**第4条** 入札を実施する場合は、地方自治法施行令第167条の6及び沖縄県財務規則第121条の規定により、防災危機管理課において、掲示及びインターネットを利用する方法等により公告するものとする。

2 契約担当者は、入札の公告に当たっては、当該入札が競争参加資格審査を入札執行後に行う方式であること、電子入札案件であること、入札保証金の納付方法、取り抜け方を適用している場合はその旨を、入札公告にて周知するものとする。

### （公告及び入札説明書に対する質問及び回答）

**第5条** 入札参加者は、公告について、質問をすることができる。

2 前項の質問は、入札期日の7日（休日を除く。）前までに公告において指定する方法で防災危機管理課に提出しなければならない。

3 質問に対する回答は、前項の規定による提出期限の翌日から起算して2日以内に掲載する。

### （入札の方法）

**第6条** 入札参加者は、原則、電子入札システムで直接入札書を提出するものとする。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続きによることができるものとする。この場合「紙入札方式参加承認申請書」（電子入札システム利用者にあつては「紙入札方式移行申請書」）を電子入札システムによる入札書締切予定日時までに提出しなければならない。

### （入札書の提出）

**第7条** 電子入札による入札参加者は、入札書及び委託業務見積書（以下「入札書等」という。）を入札書受付締切予定日時までに、提出しなければならない。

また、紙入札による入札参加者は、委託業務見積書を電子入札システムによる受付締切予定日時までに、また、入札書を開札予定日時までに、入札公告により指定する方法で提出するものとする。

### (入札の無効等)

**第8条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札
  - (2) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
  - (3) 入札に関する条件に違反した入札
  - (4) 期限までに入札保証金の納付、若しくは免除に係る書類の提出のない者のした入札
  - (5) 入札保証金の金額等が条件に満たない入札
  - (6) 取り抜け方式を適用している場合において、同じ取り抜け案件グループの他の業務の落札候補者となった者の入札
- 2 最低制限価格を設定した場合において、最低制限価格に満たない価格で申し込んだ者は落札者になることは出来ないものとする。

### (落札決定の保留)

**第9条** 契約担当者は、予定価格の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）があるときは、その者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する旨を事後審査通知書により入札参加者に通知するものとする。なお、紙で入札する者には、開札時に落札決定を保留する旨、口頭で伝えるものとする。

### (落札候補者の決定)

**第10条** 契約担当者は、有効な最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者として決定する。なお、有効な最低の価格をもって入札を行った者が2者以上いる場合は、電子入札システムの電子くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。

2 契約担当者は、落札候補者及び必要に応じ審査順位が2位以降の者に対し、電子入札システムにより「入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書」を送信するものとする。ただし、紙で入札した者には入札参加資格確認申請書等の提出について書面により連絡を行うものとする。

### (申請書等の提出)

**第11条** 落札候補者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び資格確認資料を公告で定める方法により提出しなければならない。期限までに提出しない者は入札参加資格がないものとする。

### (入札参加申請書の受付通知)

**第12条** 契約担当者は、電子入札で参加資格確認申請を行った者（以下「資格確認申請者」という。）に対して、電子入札システムで競争参加資格確認申請書受付通知を送信するものとする。また、防災危機管理課において申請書を紙で受け付けた場合は、申請書の写しに受領した旨の印を押印し、競争参加資格確認申請書受付通知に代えるものとする。

### (入札参加資格の審査)

**第13条** 契約担当者は、第10条第1項の規定により落札候補者とした者より入札参加資格の事後審査を行うものとする。

- 2 前項の競争参加資格確認の審議の結果、落札候補者が入札参加資格を有しないものであると認められたときは、その者のした入札を無効とし、次に低い価格を提示した者（又は電子くじによる審査順位が次順位のもの）を落札候補者として入札参加資格を審査するものとする。なお、次に低い価格を提示した者が2者以上いる場合は、再度電子くじにより審査順位を定め、1位の者より順に審査を行うものとする。当該委託業務の競争参加資格を有する適格者が確認できるまで順次、これを行うものとする。
- 3 前項及び前々項の審査は、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。

### (落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定)

**第14条** 契約担当者は、前条に定める入札参加資格の審査の結果により、当該落札候補者が入札参加資格を有する適格者であると認めた場合は、落札者として決定し、落札者及び他の入札参加者に通知するものとする。なお、資格が確認された適格者への資格確認結果の通知は、落札決定通知をもってこれに代えるものとする。

- 2 契約担当者は、落札候補者に入札参加資格がないと認めた場合は、当該落札候補者に対して電子入札システムで入札参加資格がない理由を付して通知するものとする。ただし、紙で入札した者には書面により通知するものとする。

### (入札参加資格がない者に対する理由の説明等)

**第15条** 契約担当者は、入札参加資格がない者に対して、資格がないと認めた理由を付すとともに、当該通知をした日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内にその理由について説明を求めることができる旨、併せて通知する。

- 2 入札参加資格がない者がその理由について説明を求める場合は、契約担当者に対し書面により提出するものとし、郵送又は電送（メールやファクシミリ）

によるものは受け付けないものとする。

- 3 契約担当者は、説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して3日以内に、説明を求めた者に対し、書面をもって回答するものとする。

#### (その他)

**第16条** この取扱いに定めるもののほか、不発弾等処理事業において実施する一般競争入札に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要領は、令和2年10月26日から施行する。